

時間帯別 B 契約をご契約中のお客さまへ

日頃より、都市ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月からガス小売の全面自由化が実施されます。これに伴い、都市ガスをご契約中のお客さまに、以下の事項についてご確認いただくこととなりましたのでお知らせします。

なお、今般の制度変更による料金等供給条件の変更はございません。また、下記の事項をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

ご確認いただく事項

- ① 本市は、料金を含む供給条件を変更する際、その変更内容の説明を、書面の交付、ホームページ上での開示等その他本市が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ② 供給条件の変更の際、お客さまは、変更後の供給条件に異議がある場合は、解約することができます。
- ③ お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号（「供給地点特定番号」）の設定が義務付けられます。本市では供給地点特定番号として、現在契約場所ごとに付与している「お客様番号」（7 桁）を使用します。お客様番号は「水道・下水道・ガス検針のお知らせ」（検針票）などでお知らせいたします。

ガス小売の全面自由化について

- ・ ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月 1 日からガス小売の全面自由化が実施されます。これにより、本市以外の事業者が、本市の都市ガス導管を使用し都市ガス販売に参入することが可能となり、お客さまが、都市ガスの契約先を自由に選択できるようになります。
平成 29 年 2 月 1 日現在、本市以外の都市ガスの契約先はありません。
- ・ これまで、一部の大口契約を除き、議会の議決等をうけ、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金等を設定していましたが、今後は経済産業大臣の認可もしくは届け出が不要となります。なお、選択約款による契約は、本市が定める選択供給条件として継続されます。
- ・ ガス小売全面自由化の概要につきましては、金沢市企業局ホームページをご覧ください。

（ご参考）ご契約内容の概要について

■ 都市ガス料金表（時間帯別B契約）

種別	定額基本料金 （1ヶ月あたり）	流量基本料金料 （1m ³ あたり）	基本料金（乙）		基準単位料金 （1m ³ 当たり）
			昼間 （1m ³ あたり）	夜間 （1m ³ あたり）	
第一種	50,000 円	1,230 円	22.50 円	9.50 円	107.06 円
第二種	13,000 円	1,230 円	22.50 円	9.50 円	112.35 円
第三種	1,000 円	1,230 円	22.50 円	9.50 円	118.93 円

※ 今回の都市ガス小売全面自由化による基本料金及び基準単位料金の変更はありません。

※ 従量料金単価は上記基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月調整いたします。

※ 上記で算出した金額に消費税等相当額（8％）が加算されます。

※ 上記の料金は早収料金です。支払義務発生日（調定日）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3％割増）となります。

※ ガス料金のお支払いは、口座振替又は払込みの方法によります。支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

※ 料金の詳細は金沢市企業局ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

金沢市企業局 営業開発課エネルギー営業係

金沢市西念 1 丁目 2 番 1 号 ガスぽーと

TEL 076 - 220 - 2621

FAX 076 - 220 - 2694

〔受付時間〕 平日 9 : 00 ~ 17 : 00



<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/>